

令和 8 年 9 月 16 日
(一社) 建設コンサルタンツ協会
本部事務局

会員会社に対する懲戒処分について

(一社) 建設コンサルタンツ協会は、本日、当協会会員に対して、下記のとおり、懲戒処分を行いました。

記

1. 懲戒処分対象会員

- (1) 株式会社トーニチコンサルタント
- (2) 日本交通技術株式会社
- (3) ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社
- (4) 大日コンサルタント株式会社
- (5) 丸栄調査設計株式会社

2. 懲戒処分の内容

会員権の停止（令和 8 年 9 月 18 日～同年 10 月 17 日までの間）

3. 懲戒処分の理由

令和 7 年 12 月 19 日、公正取引委員会より独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

また、これにより、令和 8 年 9 月 3 日、国土交通省関東地方整備局及び中部地方整備局は、建設コンサルタント登録規程第 12 条第 1 項の規定に基づく登録停止措置を行いました。

このことが、当協会の「倫理綱領」に違反し、協会の名誉を著しく毀損するものであるため。